

条 例 議 案 の 概 要

議第242号議案 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 制 定 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、省令により定められていた指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について、条例で定めるもの。

2 概 要

(1) 対象となる施設

- ① 福祉型障害児入所施設（指定状況 1（H24.10.1 現在。以下同じ））
障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行う。
- ② 医療型障害児入所施設（指定状況 0）
障害児入所施設または指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与並びに治療を行う。

(2) 人員、設備及び運営の基準

- ・一般原則
- ・人員に関する基準（嘱託医、看護師、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、管理者等）
- ・設備に関する基準（居室、調理室、浴室、便所、医務室、静養室等）
- ・運営に関する基準（提供拒否の禁止、基本取扱方針、非常災害対策、身体拘束等の禁止、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持義務、利益供与等の禁止、苦情の処理、事故発生時の対応、暴力団員等の排除）
【細目的事項、専門技術的事項等については、規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ①暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ②非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準への上乗せ）

(3) 施行期日

平成25年4月1日

(4) その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定